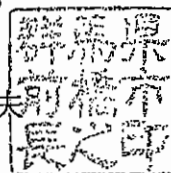


前橋市告示第507号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、平成21年6月18日付け前橋市告示第331号の一部を次のように変更します。

平成21年9月18日

前橋市長 高 木 政 夫



記

別記調書中

「

町	地 番
西 大 室 町	2 4 3 1 の 1 2、2 3 1 7 の 3 3

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）
を東大室町に変更する。

を

「

町	地 番
西 大 室 町	2 3 4 1 の 1 2、2 3 1 7 の 3 3

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を含む。）
を東大室町に変更する。

に変更する。